令和６年度（２０２４年度） 就学援助受付のお知らせ

－ 年度切替え・新規受付 －

小・中学校に就学する児童生徒の保護者のうち、教育費にお困りで世帯の所得合計が一定基準に満たない保護者に対して、市では学校で必要とする教育費の一部を援助しています。令和５年度より国公立・私学も対象となりました。なお、更新の学年のお子さんがいる世帯を除いて申請は不要です（下記１囲み部分参照）。

１ 援助の対象・必要書類

下記①～④いずれかの要件に当てはまり、教育委員会が審査し認めた方が対象者となります。

	対象者	区分	備考
①	現在、生活保護を受けているご家庭	要保護	※１
②	現在、児童扶養手当（主にひとり親）を受けているご家庭	準要保護	※２
③	昨年度以降、生活保護の停止・廃止となったご家庭	準要保護	要申請
④	その他経済的な理由により学校への支払いが困難なご家庭 （裏面の基準目安表を参照）	準要保護	要申請
	【家賃控除】 ④に該当の方で、家賃の支払いがある場合には、一定金額を所得から控除して審査することができます。 賃貸住宅にお住まいで、家賃控除があれば認定の可能性がある所得の方には、後日こちらから連絡し、家賃の支払いに係る証明の追加提出を求めております。 （提出書類の例）契約書、領収書、振込明細、通帳の該当部等のコピー　令和５年（２０２３年）１月～12 月分		

※1…「情報提供に関する同意書」のご提出をいただいた方は、保護期間中の就学援助申請は 4/1 自動更新となります。

※2…子育て支援課にて、児童扶養手当認定請求書または現況届で就学援助の申請ができるようになりました。
各届出時に【就学援助に関する事項】にチェックを付けていただいた方は就学援助の申請が不要です。
チェックをいれているかご不安な方はお問合せください。

上記④に該当し申請が必要な学年

・小学１年生（※）　・小学４年生　・中学１年生

※小学１年生で、令和５年（２０２３年）１２月に入学前準備金を申請された保護者は申請不要です。
ただし、ごきょうだいに更新対象の学年（小４、中１）のお子さまがいる場合は申請が必要となります。

★就学援助を初めて申請される場合は、学年に関わらず申請が必要となります。

２ 申請手続

申請書に記入・押印（署名の場合不要）の上、必要書類を添えて提出してください。

（１）提出期間

４月１日付け認定は４月１日から４月３０日までです。それ以降の申請は、申請日の翌月からの認定となり、一部減額や支給できない項目があります。（郵送の場合、４月３０日までの消印有効）

（２）受付場所及び時間

①【オンライン申請の場合】

国立市ホームページ ＞ 子育て・教育 ＞ 学校教育 ＞ 小・中学校＞ 就学援助・奨学金など ＞ 就学援助 ＞ 「就学援助：３．申請方法・提出上の注意事項」に掲載

（申請ページ）

②【持参の場合】

国立市教育委員会教育部教育総務課 41 窓口（市役所３階）

土曜日・日曜日及び祝祭日を除く午前８時３０分から午後５時まで

※４月３０日（火）は午後８時まで受け付けいたします。

③【郵送の場合】〒186-8501　国立市富士見台２丁目４７番地の１
国立市教育委員会教育部教育総務課学務保健係 宛て

※郵送料は申請者ご自身のご負担となり、受領証の発行はいたしませんので、予めご了承ください。

裏面に続きます。裏面も必ずお読みください。

（３）申請書の配布

更新対象学年の方は学校配布、４月１日より以下窓口の開設日に配布開始。

教育総務課 41 窓口(市役所３階)、南・北・駅前市民プラザ　または　ホームページからダウンロード

3 対象となる項目

- ✧ 学用品費・通学用品費（◆）　（定額）
- ✧ 新入学用品費（◆）　（定額：４月認定者のみ該当、２月に入学前準備金を受給された方は除く）
- ✧ 校外活動費　（実費：上限あり）
- ✧ 修学旅行費（移動教室）費　（実費：上限あり）
- ✧ 卒業経費　（実費：上限あり）
- ✧ 学校保健安全法で定める医療費　（自己負担分：４～６月認定者のみ該当。虫歯・中耳炎等）
- ✧ 入学前準備金（◆）　（定額）
- ✧ 学校給食費（◆）

※学用品費・通学用品費・新入学用品費は、認定時（おおむね８月下旬）に定額を保護者口座に振り込みます。教材費等は学校からの案内に従い、ご納入ください。

※校外活動費、修学旅行（移動教室）費及び卒業経費は、行事実施後３ヶ月以降を目安に支給となります。

※給食費は教育委員会から給食センターに直接支払います。認定月以降の分は保護者への請求がなくなります。

◆の項目は区分が「準要保護」の方のみ該当です（要保護の方は、生活保護費として同様の支給があります。）。

4 注意事項

（１）令和６年（２０２４年）１月１日現在の住所が国立市ではなかった保護者の方へ

令和６年（２０２４年）１月１日現在の住所が国立市でなかった保護者の方は、その時点で住んでいた区市町村が発行する**「令和６年度区市町村民税課税・非課税証明書」**（令和６年６月頃から交付が可能。交付可能となる時期の詳細は、該当する区市町村にお問い合わせください。）の交付を受け、追加提出してください。

（２）国立市立以外の小中学校に通われている方について

国立市立小中学校以外に就学をされている方で、就学援助を希望される場合は、給食費・医療費が対象外です（宿泊行事は、国立市立小中学校の学校行事と同様の学年・金額を支給対象といたします。）。

※特別支援学校在籍児童生徒については、原則として在籍校にて案内のある都の制度が優先です。

5 所得の基準目安表

世帯の所得の基準	世帯の状況**（世帯構成・年齢で基準額は異なりますので目安です。）**					世帯員数
約２２０万円以下	母（３０歳）		小学２年生			２人
約２９４　〃	父（３９歳）	母（３５歳）	小学２年生			３人
約３１２　〃	父（３９歳）	母（３５歳）	中学１年生			３人
約３３０　〃	父（３９歳）	母（３５歳）	小学２年生	幼児（４歳）		４人
約３６６　〃	父（４５歳）	母（４２歳）	高校２年生	中学２年生		４人
約３７９　〃	父（３９歳）	母（３５歳）	小学３年生	小学１年生	幼児（４歳）	５人
約４１０　〃	父（４５歳）	母（４２歳）	中学３年生	小学５年生	小学１年生	５人
約４１７　〃	父（４９歳）	母（４９歳）	高校３年生	高校１年生	中学２年生	５人

※所得とは、給与所得者の場合は給与所得控除後の金額、事業所得者の場合は必要経費を除いた金額をいいます。

※上表はあくまで目安となり、申請をもって正式な判定となります。

※特別な事情（保護者の死亡、離職、離婚等）がありお困りの方は担当課までご相談ください。

＜担当及びお問合わせ先＞

〒186-8501　国立市富士見台２丁目４７番地の１

国立市教育委員会教育部教育総務課学務保健係　41 窓口

ＴＥＬ　042-576-2111（内線 332）

国立市　就学援助　検索